

別添22
社援地発0401第25号
令和7年4月1日

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
民生主管部（局）長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携について

家計改善支援事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とするものである。

家計改善支援事業を利用する生活困窮者の中には、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合があり、このような場合には都道府県社会福祉協議会等が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策につなぐことが重要である。

この点、生活困窮者自立支援制度等の見直しに向けて開催された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の中間まとめ（「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日））では、家計改善支援事業について、「都道府県社会福祉協議会等が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携の強化を図っていく必要がある」とされたところ。

また、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）では、「生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討」すること、また、「意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討」することとされている。

こうした状況を踏まえて、今般、家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携について、下記のとおり通知する。

各自治体の関係主管部局におかれては、各制度の趣旨や内容を理解いただき、各制度の担当部局及び実施者間の連携体制の構築を推進していただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 各制度の概要

各制度の概要については以下のとおりである。

(1) 家計改善支援事業の概要

家計改善支援事業は、法に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

具体的には、相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う等、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して相談者の家計管理の力を高め、早期の生活再生を目指すものである。

(2) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助やそれに伴う日常的な金銭管理等の支援を行うことにより、本人の生活を支援する事業である。

日常生活自立支援事業の専門員が初期相談から支援計画の策定、利用契約の締結を支援し、生活支援員が支援計画に基づき居所を訪問等して支援を行う。

(3) 成年後見制度

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者について、本人の権利を守るために選任

された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度である。

平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととしている。権利擁護支援の地域連携ネットワークは、福祉・行政・法律専門職等の連携による支援機能（「権利擁護の相談支援」「権利擁護支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立支援」）を担うと整理されているところ、そのコーディネートを担う中核的な機関・体制（以下「中核機関」という。）において、本人・家族及び支援者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要な権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行うこととされている。

2 連携に当たっての基本的な考え方

家計改善支援事業を利用する生活困窮者の中には、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合がある。こうした場合、相談者自らが家計を管理できるようになることを目指す家計改善支援事業による支援だけでは自立を図ることが困難であり、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策における意思決定支援が重要な役割を果たすこととなる。

このため、家計に課題を抱える生活困窮者の支援に当たって、生活困窮者自立支援制度担当部局・実施者と権利擁護支援策の担当部局・実施者が連携し、関係者間で日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うことが極めて重要である。

こうした観点から、以下に示す取組をお願いする。

3 連携体制の構築について

家計改善支援事業の実施者（以下「家計改善支援事業実施者」という。）、自立相談支援機関、日常生活自立支援事業の実施者（社会福祉協議会）、中核機関（中核機関未整備の市町村の場合は成年後見制度利用促進の担当部局等。以下同じ。）においては、相談者のつなぎ等に向けて、それぞれの制度について理解を深めるとともに、支援員等（家計改善支援事業や生活困窮者自立相談支援事業の支援員、日常生活自立支援事業の専門員、中核機関の職員等）が日常的に連絡や情報交換を行うことができる関係性を構築すること

が重要である。

そのため、自治体の各制度の担当部局が中心となって、各制度の担当部局・実施者等間の連携体制の構築を進められたい。

連携体制の構築については、以下のような方法が考えられる。

(1) 研修会・勉強会の開催

- ・ 各制度の支援員等向けの研修会や勉強会を開催し、それぞれの制度についての説明や支援員等同士の意見交換等を行う。
- ・ 研修会等は、支援員等の異動がある年度初め等を実施することが有効である。

(2) 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議・支援会議への日常生活自立支援事業の専門員や中核機関の職員等の参画。

- ・ 家計改善支援事業の利用等を含め、個々の対象者の支援方針の決定に当たって実施される支援調整会議や、地域の支援ニーズの把握等のために実施される法に基づく支援会議に権利擁護支援策の担当者が参画する。

4 家計改善支援事業における対応について

家計改善支援事業実施者においては、以下(1)～(3)の対応をお願いしたい。

(1) 権利擁護支援策の利用の必要性に係る検討

- ・ 相談者の判断能力が不十分であると考えられる場合には、相談支援やその後の支援を通じて、本人の判断能力が不十分であることによる日常生活への支障の有無を把握する。また、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から、金銭管理等の支援の必要性を検討する。
- ・ その際、判断に迷う場合は、自立相談支援機関とともに、日常生活自立支援事業の実施者又は中核機関に相談することが望ましい。

(2) 権利擁護支援策へのつなぎ等

- ・ (1)により、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合を把握した際には、権利侵害の状況に応じて、日常生活自立支援事業の実施者又は中核機関を案内する。
- ・ 加えて、相談者の同意を得られた場合には、日常生活自立支援事業の実施者である社会福祉協議会、権利擁護支援や成年後見制度に関する相談対応を行う中核機関へ、当該者について情報提供を行う。その際、相談者の状況等に応じて、家計改善支援事業実施者の支援員による相談窓口への同行や必要な情報提供の準備等を検討することが望ましい。
- ・ その他、債務整理に向けた弁護士等への相談において弁護士等から成年後見制度の利用の勧めがあった場合等には、中核機関又は市町村に相

話し、申立人の検討や申立費用・報酬助成の必要性を含めて検討する。
また法律相談においては、相談者がそれらの制度を利用できるよう弁護士等への家計表の共有等、適宜協力することが望ましい。

(3) 情報提供する内容・方法等

家計改善支援事業実施者から日常生活自立支援事業の実施者へ情報提供を行う場合又は相談者をつなぐ場合等に提供する情報は以下のようなものが考えられるが、相談者の状況等に応じて柔軟に取り扱われたい。

- ・相談段階での情報提供等の場合は、相談段階で聞き取った内容
- ・支援途中での情報提供等の場合は、相談者の基本情報や判断能力の程度、支援経過が分かる資料、家計表やキャッシュフロー表等の支援過程で作成した相談者の家計状況等が分かる資料
- ・その他、権利擁護支援策を利用する上で必要な情報や、特段の留意事項等

なお、相談者に関する情報や関係資料等を共有する場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合などを除いて、原則として相談者の同意を得ることが必要であることに留意すること。

5 権利擁護支援策における対応について

日常生活自立支援事業の実施者や中核機関においては、以下の対応をお願いしたい。

○ 家計改善支援事業からの照会・相談への対応

- ・家計改善支援事業実施者が、相談支援やその後の支援を行う中で、相談者の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じていると思われる場合や、本人保護等の権利侵害の回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と思われる場合に、当該者の日常生活自立支援事業又は成年後見制度の利用について照会・相談がある場合がある。このような場合には、当該照会・相談へ回答されたい。
- ・その際、相談者の状況把握のため、必要に応じて、家計改善支援事業実施者の支援員とともに相談者の相談に対応する等の対応も検討されたい。

以上

家計改善支援事業

【実績】

- ・ 774自治体 (85%) (R6)
- ・ 利用18,977件 (R5)

(参考)

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

- ・ 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・ 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

＜支援の流れとねらい＞

家計に対して指導を行うわけではない

1. 世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。

2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）：
家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）

3. 継続面談を通じたモニタリング：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】

+

滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- ・ 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・ 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・ 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

日常生活自立支援事業の概要

○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、**地域において自立した生活が送れるよう支援**する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- **都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会**
※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和5年度末の実施体制】

基幹的 社会福祉協議会等 の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ**本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している**と認められる者。

【令和5年度末の実利用者数と内訳】

実利用者数 (人)	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%	

3. 援助の内容

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

(保管できる書類等)

- ① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類 ⑤ 保険証書
- ⑥ 実印・銀行印 ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会の資料をもとに成年後見制度利用促進室にて作成

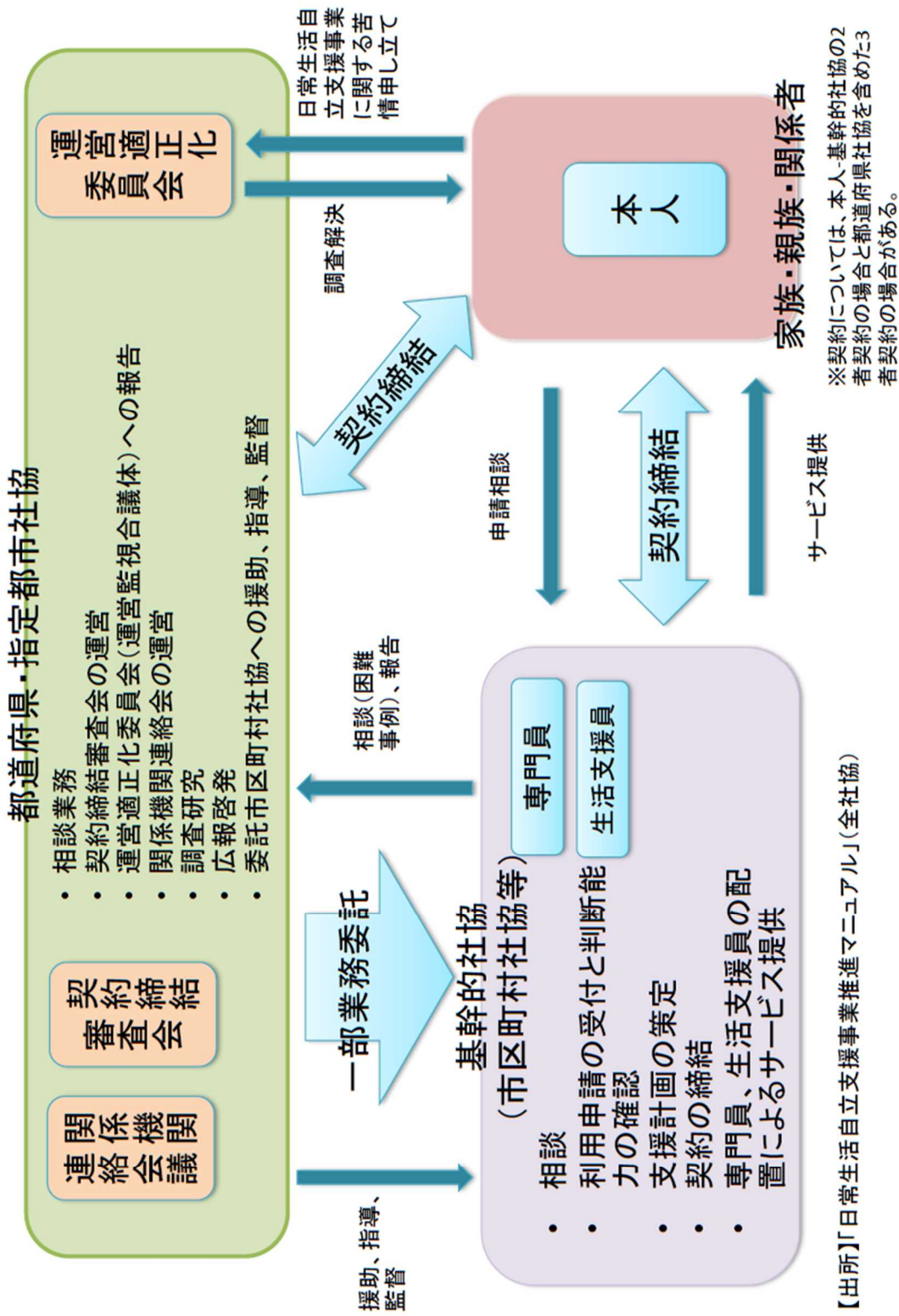
4. 実利用者数の推移



定期的な訪問による生活変化の察知
〈見守り〉



日常生活自立支援事業の仕組み

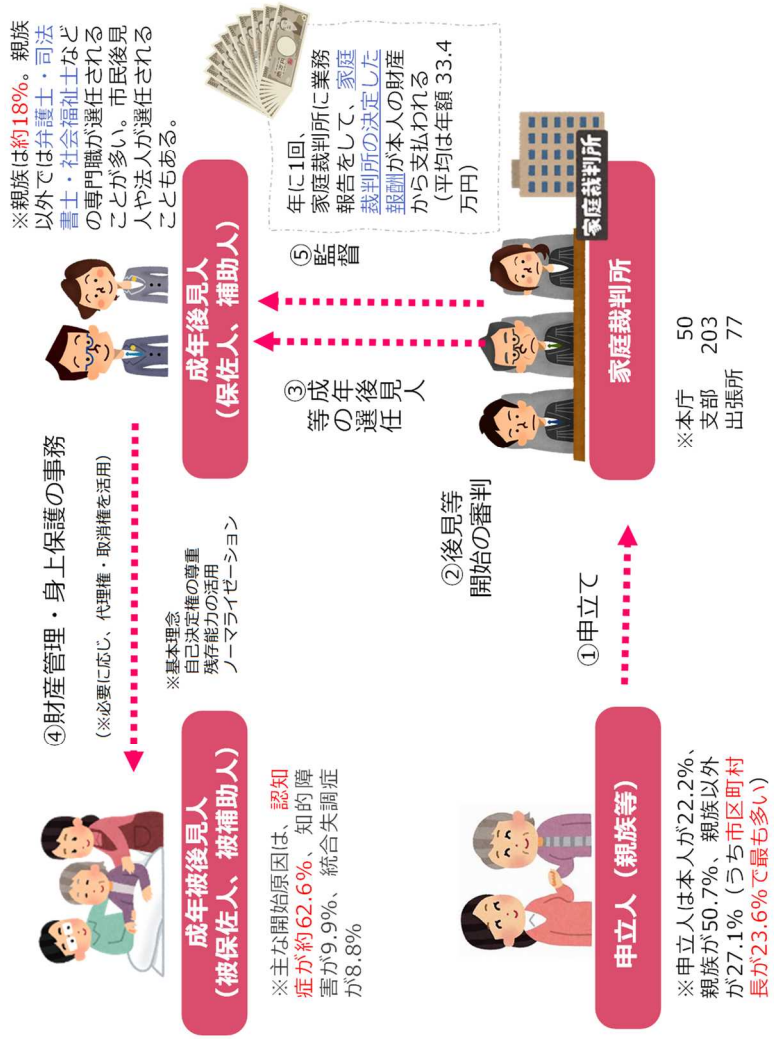


【出所】「日常生活自立支援事業推進マニュアル」(全社協)

成年後見制度とは？

- 成年後見制度は、「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で、民法の改正等により平成12年に誕生した制度。
- 認知症や知的障害・精神障害により、判断能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人の**財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割などの相続手続など）**や**身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結履行状況の確認など）**などの**法律行為を支える制度**。
- 「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組み。

◆ 利用の流れ（イメージ図）



成年後見人等が行うお手伝いは、制度を利用するご本人の生き生きとした生活を支えています。ご本人の力は、地域の力にもなっています。

福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い	保険料や税金の支払やお金の出し入れのお手伝い
よくわからずにした契約のとり直し	定期的な訪問や状況の確認
入院や施設への入所の手続のお手伝い	書類の確認や施設などへの改善の申し入れ